都市鉄道等利便増進法の施行期日を定める政令案参照条文

○　都市鉄道等利便増進法（平成十七年五月六日法律第四十一号）（抄）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。